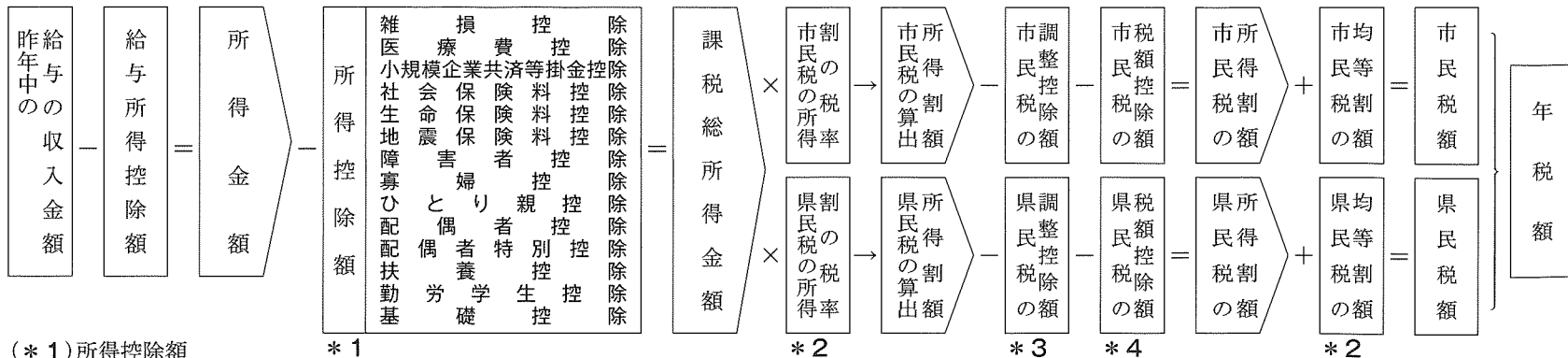


市民税・県民税の算出方法

給与所得者の税額は、次の方法によって計算します。



(*1) 所得控除額

所得控除額	雑損控除	医療費控除	小規模企業共済等掛金控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	障害者控除	ひとり親控除	寡婦控除	扶養控除	勤労学生控除	基礎控除																																																																			
雑損控除	{災害・盗難又は横領による実損失額 - (総所得金額 × 1/10)} 又は {実損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円} のいずれか多い金額	医療費の実負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額 200万円) ※地方税法別表第4条の4の規定の適用を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (限度額 8万8千円)	小規模企業共済等第1種共済契約掛金及び心身障害者扶養掛金の金額	国民健康保険税・国民年金等の保険料を支払った掛金の金額	<table border="1"> <tr> <th>新契約</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>① 12,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>② 12,000円超 32,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 32,000円超 56,000円以下のとき</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 56,000円超のとき</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <th>旧契約</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>① 15,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>② 15,000円超 40,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>③ 40,000円超 70,000円以下のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 70,000円超のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	新契約	金額	① 12,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円	② 12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円	③ 32,000円超 56,000円以下のとき	28,000円	④ 56,000円超のとき	28,000円	旧契約	金額	① 15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円	② 15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円	③ 40,000円超 70,000円以下のとき	35,000円	④ 70,000円超のとき	35,000円	<table border="1"> <tr> <th>地震</th> <th>支払い保険料が50,000円以下</th> <th>支払い保険料 × 1/2</th> </tr> <tr> <td></td> <td>② 支払い保険料が50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <th>長期</th> <td>① 支払い保険料が5,000円以下</td> <td>支払い保険料の全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 支払い保険料が5,000円を超え 15,000円以下</td> <td>支払い保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 支払い保険料が15,000円超</td> <td>一律 10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地震+長期 (最高 25,000円)</td> </tr> </table>	地震	支払い保険料が50,000円以下	支払い保険料 × 1/2		② 支払い保険料が50,001円以上	25,000円	長期	① 支払い保険料が5,000円以下	支払い保険料の全額		② 支払い保険料が5,000円を超え 15,000円以下	支払い保険料 × 1/2 + 2,500円		③ 支払い保険料が15,000円超	一律 10,000円	地震+長期 (最高 25,000円)			<table border="1"> <tr> <td>一般の障害者 1人につき (1・2級以外)</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>特別の障害者 1人につき (1・2級)</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>同居の特別障害者 1人につき</td> <td>530,000円</td> </tr> </table>	一般の障害者 1人につき (1・2級以外)	260,000円	特別の障害者 1人につき (1・2級)	300,000円	同居の特別障害者 1人につき	530,000円	<table border="1"> <tr> <td>1. 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の者</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>2. 夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下の者</td> <td>300,000円</td> </tr> </table>	1. 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の者	300,000円	2. 夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下の者	300,000円	<table border="1"> <tr> <td>70歳未満扶養親族 1人につき (一般)</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上扶養親族 1人につき (老人)</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上同居老親等 1人につき (直系尊属のみ)</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>19歳~22歳扶養親族 1人につき (特定)</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>16歳~18歳扶養親族 1人につき (一般)</td> <td>330,000円</td> </tr> </table>	70歳未満扶養親族 1人につき (一般)	330,000円	70歳以上扶養親族 1人につき (老人)	380,000円	70歳以上同居老親等 1人につき (直系尊属のみ)	450,000円	19歳~22歳扶養親族 1人につき (特定)	450,000円	16歳~18歳扶養親族 1人につき (一般)	330,000円	260,000円	<table border="1"> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> </tr> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	なし
新契約	金額																																																																														
① 12,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円																																																																														
② 12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円																																																																														
③ 32,000円超 56,000円以下のとき	28,000円																																																																														
④ 56,000円超のとき	28,000円																																																																														
旧契約	金額																																																																														
① 15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円																																																																														
② 15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円																																																																														
③ 40,000円超 70,000円以下のとき	35,000円																																																																														
④ 70,000円超のとき	35,000円																																																																														
地震	支払い保険料が50,000円以下	支払い保険料 × 1/2																																																																													
	② 支払い保険料が50,001円以上	25,000円																																																																													
長期	① 支払い保険料が5,000円以下	支払い保険料の全額																																																																													
	② 支払い保険料が5,000円を超え 15,000円以下	支払い保険料 × 1/2 + 2,500円																																																																													
	③ 支払い保険料が15,000円超	一律 10,000円																																																																													
地震+長期 (最高 25,000円)																																																																															
一般の障害者 1人につき (1・2級以外)	260,000円																																																																														
特別の障害者 1人につき (1・2級)	300,000円																																																																														
同居の特別障害者 1人につき	530,000円																																																																														
1. 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の者	300,000円																																																																														
2. 夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下の者	300,000円																																																																														
70歳未満扶養親族 1人につき (一般)	330,000円																																																																														
70歳以上扶養親族 1人につき (老人)	380,000円																																																																														
70歳以上同居老親等 1人につき (直系尊属のみ)	450,000円																																																																														
19歳~22歳扶養親族 1人につき (特定)	450,000円																																																																														
16歳~18歳扶養親族 1人につき (一般)	330,000円																																																																														
合計所得金額	控除額																																																																														
2,400万円以下	43万円																																																																														
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																																														
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																																														
2,500万円超	なし																																																																														

(*2) 税率

納税者本人の所得金額	900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	配偶者控除	一般	3.3万円	2.2万円
	老人	3.8万円	2.6万円	1.3万円

所得金額	控除額		
	配	48万円超 95万円以下	3.3万円
偶	95万円超 100万円以下	3.3万円	2.2万円
者	100万円超 105万円以下	3.1万円	2.1万円
特	105万円超 110万円以下	2.6万円	1.8万円
別	110万円超 115万円以下	2.1万円	1.4万円
控	115万円超 120万円以下	1.6万円	1.1万円
除	120万円超 125万円以下	1.1万円	8万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円
			1万円

(注) 配偶者の合計所得金額が 480,000円以下又は 1,330,000円超である場合には、配偶者特別控除は受けられません。

(*2) 税率

	市民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,500円	2,000円

(*3) 調整控除 (税額控除)

※合計所得金額が 2,500万円以下の場合に適用

課税標準額	市民税	県民税
200万円以下	人的控除額の差の合計と課税標準額のいずれか少ない額の 3%	人的控除額の差の合計と課税標準額のいずれか少ない額の 2%
200万円超	{人的控除額の差の合計 - (課税標準額 - 200万円)} の 3% (但し 1,500円未満の場合は 1,500円)	{人的控除額の差の合計 - (課税標準額 - 200万円)} の 2% (但し 1,000円未満の場合は 1,000円)

(*4) 税額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税		
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額 (ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額) ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市町村民税	道府県民税	
3/5		2/5

寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額 (寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30% を超える場合には当該 30% に相当する金額) が 2 千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は 4%、市町村民税は 6% に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし 1 の寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じた右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は 5 分の 2、市町村民税は 5 分の 3 に相当する金額をさらに加算した金額 (所得割の 20% に相当する金額を超えるときは、その 20% に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円を超え 330万円以下	79.79%
330万円を超え 695万円以下	69.58%
695万円を超え 900万円以下	66.517%
900万円を超え 1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合